

給与支払者向け「定額減税」説明会 のご案内

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除【定額減税】が実施されることとなりました。

給与支払者の皆様におかれましては、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行っていただくことになります。

この度三次広域商工会では、三次税務署にご協力を頂きまして、商工会員様がスムーズに定額減税事務を行っていただけるよう、説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

【日 時】 令和6年4月26日(金)
14:00~15:00

【場 所】 三次市三良坂支所 プレハブ会議室
(三次市三良坂町三良坂 5042-1)

【定 員】 三次広域商工会員 40名

【参加料】 無料

【申込方法】 申込書を商工会まで FAX
またはオンライン申込

【お問合せ】 三次広域商工会本所
TEL 0824-44-3141

説明会の内容

- 制度の概要に関する DVD 上映
- 三次税務署職員による補足説明
- 質疑応答

【給与支払者向け「定額減税」説明会】参加申込書

FAX(0824-44-3390)

オンライン申込は
QRコードから →



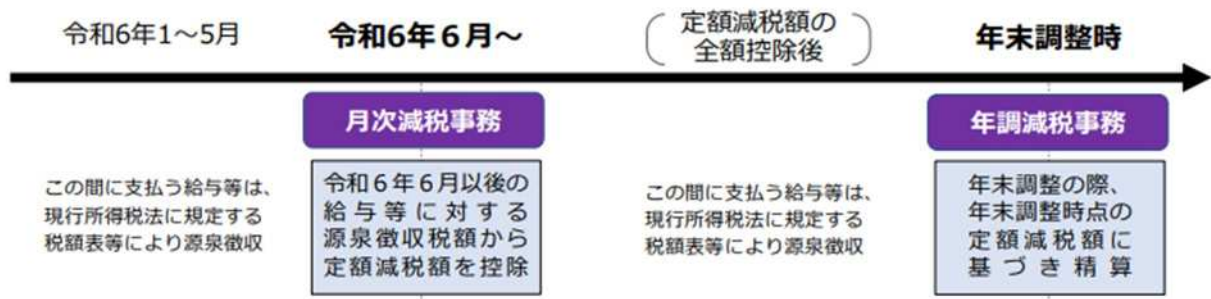
事業所名	
住 所	三次市
T E L	() —
参加者名	

👉 定額減税とは

3月28日に2024年度の税制改正関連法案が可決・成立され、年収に関係なく同じ額を所得税等から差し引く「定額減税」が6月より開始されます。この制度は賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために実施されるもので、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を減税するものです。

👉 定額減税の方法

減税の方法ですが、事業所得者(個人事業主)は令和6年分確定申告時に、給与所得者(会社役員・従業員・専従者など)は6月の給与分から減税することになります。従業員を雇用する事業所においては月々および年末調整での事務作業が必要となり、例年に増して煩雑になることが予想されます。



減税額 12万円の場合 (本人3万円+3万円×3名(同一生計配偶者+扶養親族2名))

(計算例)

